7　辺地及び過疎対策事業 (1)　辺地対策 (2)　過疎対策	100%	100%
8　公共用地先行取得等事業		
9　行政改革推進		
10　調整		

地方債同意等基準の事業別の地方債充当率の表中

「

災害復旧事業		
補助・直轄災害復旧事業	[現年] 公共土木施設等 農地農林施設	100% 80%
	[過年] 公共土木施設等 農地農林施設	90% 70%
歳入欠かん等債	歳入欠かん債 災害対策債	100% 100%
小災害復旧事業	公共土木施設等 農地 一般被災地 被害激甚地 農林施設 一般被災地 被害激甚地	100% 50% 74% 65% 80%
地方公営企業災害復旧事業		100%
火災復旧事業		
一般単独災害復旧事業	公共土木施設等 農林施設	100% 65%
災害復旧事業	[現年] 公共土木施設等 農地・農林漁業施設 [過年] 公共土木施設等 農地・農林漁業施設	100% 90% 90% 80%
歳入欠かん等債	歳入欠かん債 災害対策債	100% 100%
	公共土木施設等	100%

」

を

	農地 一般被災地 被害激甚地 農林施設 一般被災地 被害激甚地	50% 74% 65% 80%
	地方公営企業災害復旧事業	100%
	火災復旧事業	
	公共土木施設等 一般単独災害復旧事業 農林漁業施設	100% 65%
急防災・減災事業		100%

」

に改め、「(注6)」を「(注7)」に、「(注5)」を「(注6)」に、「(注4)」を「(注5)」に、「(注3)」の次に次のように加えるべきもの。

（注4）　災害復旧事業債（農地・農林漁業施設）において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100%とする。

○財務省告示第三百九十一号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第五項（同令第百二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件（平成十年三月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二日　　財務大臣　安住　淳

第一項中「第六十三条第五項」の下に「（規則第百二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「（規則第百二条第五項及び第百三条第三項において準用する場合を含む。）」及び「（規則第百二条第五項及び第百三条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第百二条第四項又は第百三条第二項」を「又は第百二条第四項」に改め、第二項中「（規則第百二条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「規則第六十三条第一項又は規則」に、「同項第五号」を「同項第五号イ」に改める。

○国税庁告示第三十一号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める期間を次のように定め、平成二十三年十二月二日以後に法定申告期限が到来する国税について適用し、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（平成十九年国税庁告示第八号）は、廃止する。ただし、同日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

平成二十三年十二月二日　　国税庁長官　川北　力

1　この告示で使用する用語は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）において使用する用語の例による。

2　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間は、国税の法定申告期限（電子情報処理組織を使用して還付請求申告書の提出があった場合には、当該申告書の提出があった日。以下「法定申告期限」という。）から、当該法定申告期限から五年を経過する日（同日前六月以内に更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日）までの間とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　六八〇円（本体　六五〇円）　（配送料別）